

賛助会員規程

(目的)

第1条 この規程は、公益財団法人北海道こども・若者応援協会定款第42条の規定に基づき、賛助会員に関して必要な事項を定めることを目的とする。

(賛助会員の種類)

第2条 賛助会員は、次の2種とする。

- (1) 普通賛助会員 こども・若者関係団体及び個人
- (2) 特別賛助会員 法人及び地方公共団体

(入会)

第3条 賛助会員として入会しようとする者は、賛助会員申込書(様式第1号)に第5条で定める会費を添えて会長に提出しなければならない。

(退会)

第4条 賛助会員を退会しようとするときは、賛助会員退会届(様式第2号)を会長に提出するものとする。

(会費)

第5条 賛助会員は、次の各号により会費を納入しなければならない。

- (1) 普通賛助会員

個	人	年額	1口	2,000円(1口以上)
	こども・若者関係団体	年額	1口	5,000円(1口以上)
- (2) 特別賛助会員 年額 1口 10,000円(1口以上)

2 既に納入された会費は、理由のいかんにかかわらず返還しない。

(会費の使途)

第6条 賛助会費は、毎事業年度における全額を法人会計(管理費)の収入とする。

(会長への委任)

第7条 この規程に定めるもののほか、賛助会員に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(規程の改廃)

第8条 この規程の改廃は、理事会の決議によるものとする。

附 則

(施行期日)

1 この規程は、公益財団法人北海道青少年育成協会の設立の登記の日(平成25年4月1日)から施行する。

2 この規程は、令和8年4月1日から施行する。

なお、第5条第1項第1号の「個人」に係る規定は、この規程の施行の日以後に入会する者について適用し、施行日以前の入会者に対しては、当面の間、従前の例による。